イーハート支援センター

小規模事業所等で加算額全体が小額である場合に該当する積算根拠

● イーハート支援センター

令和 5 年 3 月利用者数　60 名（令和 5 年 3 月　介護報酬実績）

利用者別単位数一覧参照

【加算額等（介護職員等特定処遇改善加算 令和元年 10 月から算定開始)】

訪問介護費（初回加算含む）	26,415	27,603 単位
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1,452	合計単位(26,415)×55/1,000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,109	合計単位(26,415)×42/1,000
介護職員等ベースアップ等支援加算	633	合計単位(26,415)×24/1,000

月当たりの介護職員等特定処遇改善加算合計額　11,090 円

以上の数値(見込み)から、当事業所は小規模事業所で加算額全体が小額である場合に該当する。
したがって、経験・技能のある介護職員のうち 1 人以上は、賃金改善に要する費用の見込み額が月額 8 万円以上または賃金改善後の賃金の年額 440 万円以上であることが困難である。